

判決年月日	平成21年12月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年（行ケ）10080号		
○ 「使い捨て温熱身体ラップ」とする発明において，引用発明に意義や機能が本質的に異なる参考例を適用してヒートセルの配置がX字型であるという相違点に想到する動機付けがないとして，審決の進歩性の判断に誤りがあったとした事例			

（関連条文）特許法29条2項，平成18年法律第55号による改正前の特許法17条の2第5項において準用する特許法126条5項，平成18年法律第55号による改正前の特許法159条1項において準用する同法53条1項

A社は，「使い捨て温熱身体ラップ」とする本願発明につき，拒絶査定を受け，不服の審判において補正をしたが（本件補正発明），補正を却下し請求が成り立たないとした本件審決がされた。Xは，Aから特許を受ける権利を譲り受けた承継人であり，本件審決の取消しを求めた。本件審決の理由は，要するに，本件補正発明は，引用発明1，2及び参考例1，2に記載された周知技術に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであり（特許法29条2項），独立特許要件を欠くから，本件補正は却下すべきものであり，また，本願発明は，同様に，特許法29条2項の規定により，特許を受けることができない，というものである。

Xは，取消事由として，本件補正発明と引用発明1との相違点1，2，3についての各判断の誤りを主張した。

本判決は，以下のとおり判示して，相違点2（本件補正発明の各ヒートセルは，長手軸に対してほぼX字型に隔離配設されるのに対して，引用発明1のヒートセルは，隔離配設されるものの，X字型の配設ではない点）についての判断の誤りがあったと認め，審決を取り消した。

「参考例2のサポータが全体形状としてX状であることと，本件補正発明の全体形状としては長方形に近い身体温熱ラップにおいて，ヒートセルがX字型に隔離して配設されることは，X状ないしX字型といっても，その意義ないし機能は本質的に異なるものであり，またそれにより身体の適用可能な部位も異なることになる。

このように，X状ないしX字型に関する両者の意義ないし機能が異なるのであるから，参考例2における，内部に電熱線が均一に布設されたサポータが全体形状としてX状にされている構成のうち，「X状」という技術事項のみを取り出し，本件補正発明の身体温熱ラップ内に存在するヒートセルの配設の形態に適用する動機付けは存在せず，引用発明1に参考例2を適用して，相違点2に係る構成とすることはできないといわざるを得ない。

...したがって、引用発明 1 に周知技術を適用して相違点 2 に係る構成を想到することが、当業者にとって容易であるとした本件審決の判断は、誤りといわなければならない。」